

姫路市入札監視会議 議事概要（平成30年度第1回）

1 日時

平成30年8月28日（火） 午後2時から午後3時15分まで

2 場所

姫路市役所 本庁10階 第四会議室

3 出席者

（委員）秋本委員長 大内幹雄委員 大江委員 大内美香委員
（姫路市）福間財政局長 三河財務部長 原田契約課長 他契約課2名

4 概要

(1) 入札制度の概要説明

入札制度の概要及び平成30年1月1日から平成30年6月30日までの間の制度改正について事務局から説明

<主な制度改正とその概要>

ア 「姫路市契約規則」（平成30年4月1日改正）

(ア) 受注者が雇用する労働者への賃金の支払いについて、最低賃金法に違反したとして送検された場合は契約を解除することができるように改めた。

(イ) 工事契約における前金払について、変更契約により当初の契約金額から2割以上増加（減少）した場合、変更後の契約金額総額の10分の4以内の額から、既に支払った前払金を差し引いた額を追加で支払う（返還させる）ことが出来るように改めた。

イ 「姫路市契約規則等に規定する書類の様式に関する要綱（工事請負契約約款）」（平成30年3月30日改正）

前払金の用途を現場管理費及び一般管理費等にも拡大する特例措置の適用期間を平成31年3月31日まで延長した。

ウ 「姫路市低入札価格調査制度試行要綱」（平成30年3月30日改正）

(ア) 低入札価格調査制度の対象となる工事を、予定価格5億円以上の工事に加え、総合評価落札方式を適用する工事にも拡大した。

(イ) 低入札価格調査について、一定金額を下回る場合や聞き取り等による確認が必要と判断する場合にのみ、事情聴取等調査の実施及び姫路市低

入札価格審査委員会を開催するように改めた。

エ 最低制限価格等の算出方法の見直し（平成30年4月1日改正）

【主な質問・意見】

特になし

(2) 建設工事発注状況等の説明

平成30年1月1日から平成30年6月30日までの間の入札及び契約手続の運用状況について事務局から報告

【主な質問・意見】

特になし

(3) 審議対象工事の抽出結果の報告

審議対象工事の抽出を行う委員に指定されていた大江委員から抽出結果を報告

<抽出の概要>

- ・入札方式別に審議対象工事を受作為に抽出
- ・制限付一般競争入札（総合評価）について、全2件中1件を抽出
- ・制限付一般競争入札（価格競争）について、全62件中2件を抽出
（内訳：土木・鋼構造・ほ装工事から1件、建築・その他工事から1件）
- ・指名競争入札について、全74件中4件を抽出
（内訳：土木・鋼構造・ほ装工事から3件、建築・その他工事から1件）

(4) 抽出工事の説明及び審議

ア 制限付一般競争入札（総合評価）

市川美化センター工場棟他改修工事

【主な質問・意見】

委員： 落札者よりも評価点の高い業者がいるが、落札者とはならないのか。

事務局： 評価点を入札額で除した値が評価値となり、評価値が最も高い者が落札者となる。

落札者よりも評価点の高い業者の入札額が、予定価格を超えて

いたため、落札者とはならなかった。

委員： 入札結果表で「失格」となっている業者は、なぜ失格なのか。

事務局： 「失格」となっている業者は、入札参加申込はあったものの、技術提案資料の提出が無かったため、失格となった。

委員： 参加申込はするけれども、技術提案資料を提出しない業者は多いのか。

事務局： 何社かいる。総合評価入札では、難しい提案を求めることもあるため、技術提案資料を提出しない業者もいる。市川美化センターはごみの焼却施設であり、稼働しながらの改修となるため、一般的な工事より難しい。そのため、入札参加申込も多くはなく、技術提案資料の提出も少なかった。

委員： 評価値が算出されているのは 2 社のみで、他の業者の評価値が算出されていないのはなぜか。

事務局： 入札価格が予定価格の範囲内でないため、評価値を算出していない。評価点は算出するが、入札価格が予定価格の範囲内でない場合は評価値を算出しない。

委員： 姫路市では、入札参加申込をしたにもかかわらず、技術提案資料を提出しない場合、業者が後の入札で不利になることはないのか。

事務局： 不利になることはない。

イ 制限付一般競争入札（価格競争）

①玉手準幹線他下水道工事

【主な質問・意見】

委員： 本工事は見積をしやすい工事なのか。

事務局： 土木工事では、積算基準や単価の公表が進んでいるため、積算が比較的容易である。

委員： どの業者も同じような入札価格となっているのはそのためか。

事務局： 各業者が最低制限価格を狙って入札したと思われる。公表している最低制限基本価格の計算式により、最低制限基本価格を設定価格から算出し、それにランダム係数を掛けたものが最低制限価格となるため、その係数の範囲内で入札されている。

委員： ランダム係数が何になるのか分かるのか。

事務局： システムで決定されており、開札時まで誰にも分からない。

委員： ランダム係数の範囲内とはどういうことか。

事務局： 本工事の予定価格は 37,783,000 円、最低制限価格は 33,254,662 円だが、最低制限基本価格は 33,253,000 円であり、これが一番低い金額となり、約 33,400,000 円が、ランダム係数が一番高い時の最低制限価格となる。

②姫路市立東光中学校特別教室棟外壁塗装改修等工事

【主な質問・意見】

委員： 11 社が最低制限価格未満無効というのはい多いように思われる。また、塗装工事はこのように入札価格がばらつくものなのか。

事務局： 塗装工事は建築系の積算になる。土木工事は、単価に数量をかけて積算するが、細かいところまで積算基準が確立されており、また、単価の公表が進んでいるため、業者はその公表されている単価をもとに積算をしていくことになる。建築系の工事は一式計上が多く、業者は自身が施工可能な金額を入札するため、入札価格にばらつきが出てしまう。最低制限価格未満の業者が多いが、これは国土交通省等の国の方針で、最低制限価格と調査基準価格を引上げて建設労働者の育成を図るといった動きがある。そのため、最低制限価格と業者の入札価格との間に乖離が出来てしまうのかもしれない。

委員： 会社名の似た業者がいるが、関連会社なのか。

事務局： 関連会社ではない。関連会社は同一の入札に参加できない。

委員： 最低制限価格は契約課で設定しているのか。

事務局： はい。国の算定式に準じ設定している。

ウ 指名競争入札

①白浜町地内下水道及び舗装本復旧工事

【主な質問・意見】

委員： 「2・3年平均実績」とは、会社の実績か。

事務局： 業種ごとの実績であって、会社全体の実績ではない。

②（北部）香呂98号線外1路線舗装改良工事

【主な質問・意見】

委員： 「無効」となっている入札の理由は何か。

事務局： 姫路市では、千円単位で入札するようお願いしている。千円未満の数字を入れられている業者は無効となる。

- 委員： システム的には千円未満の桁でも入力できるのか。
- 事務局： 兵庫県電子入札共同運営システムを使用しており、可能である。姫路市では千円単位での入札をお願いしているが、他市町では千円未満の単位での入札を認めているところもあるため、共同利用のシステムで制限することは難しい。
- 委員： このようなケースで無効となる業者はあまりいないのか。
- 事務局： いる。千円未満の単位で入札された業者には、無効になったことを伝えた上で注意喚起している。紙入札の時はほとんど千円未満の単位で入札する業者はいなかった。ランダム係数の導入により最低制限価格が 1 円単位となったため、導入直後は 1 円単位で入札する者も多かった。最低制限価格の単位と入札価格の単位が異なっていることも関係があるのかもしれない。
- 委員： 舗装工事も積算しやすいのか。
- 事務局： 土木工事と同様に積算しやすい。
- 委員： 「この業種の 2・3 年平均実績」で、指名業者のうち、実績が大きい者と小さい者がいる。ランク付けが A・B ランクになると平均実績に差がついてくるのか。本工事と白浜町地内下水道及び舗装本復旧工事は、予定価格は大きく変わらないのに、業者の平均実績の差が大きい。
- 事務局： 予定価格や業種によって選定の対象ランクが変わる。2 ランク連続したランクで選定しており、舗装工事は A・B・C の 3 ランクで格付けしているため、A・B ランクの業者、もしくは B・C ランクの業者を選ぶことになる。白浜町地内下水道及び舗装本復旧工事は予定価格が 3,490,000 円で B・C ランクから選定しており、本工事の予定価格は 4,468,000 円で A・B ランクから選定している。基本的には金額によって A・B ランク、B・C ランクで差をつけているが、舗装工事の登録業者数は土木工事に比べ少ないことと、参加業者の分布状態も考慮して、どのランクで発注するかを選定する場合もあり、結果として指名業者の実績額に差があったにすぎない。

③田寺七丁目地内下水道工事

【主な質問・意見】

- 委員： 同額の入札は「抽選決定」になるのか。
- 事務局： ランダム係数と同様にシステム内で計算をして抽選決定して

いる。

委員： 抽選決定は業者に来庁してもらい、業者の目の前でやっているのか。

事務局： システムで行っており、業者側には抽選結果だけ通知がいく。

委員： 抽選も兵庫県電子入札共同運営システムで行っているのか。

事務局： はい。

④書写ポンプ場直流電源設備改築工事

【主な質問・意見】

委員： 電気工事は入札額の幅が広い。積算しにくいのか。

事務局： 本工事はバッテリー工事がメインになるので、バッテリーの見積に大きく左右される。高い見積を取られた業者は高い金額で、安い見積を取られた業者は安い金額で入札しているため、極端にばらついたと考えられる。一般的な電気工事とは違い、特殊な工事である。

委員： 最低入札額が予定価格と一致し落札しており、入札価格にかなりばらつきがある。落札者が1万円でも高い入札をしていたら再度入札になるのか。

事務局： はい。ただし、多くの業者が辞退するものと思われる。

委員： これほどまでに入札価格がばらつくものなのか。

事務局： バッテリーのメーカーがそもそも少なく、メーカーの見積が高ければ入札価格も高くなる。専門業者、つまりバッテリーのメーカーと取引がある会社でないと、見積をとっても高い金額を出される場合も考えられる。実際、専門業者は予定価格に近い金額で入札している。また、慣れていない工事となると、施工出来ないという意味で高い金額を入札される可能性もある。辞退している業者についても、施工できないから辞退していると思われる。

委員： 難しい工事なのか。

事務局： 施工自体は、そうでもないと思われる。都合により、といった理由による辞退なので、辞退の理由は不明確である。本市では1000万円未満の工事で指名競争入札を実施している。見積を取ったら1000万円を超えていたため、辞退した、ということも考え得る。

委員： 辞退するとイメージが悪くなるからとりあえず札を入れると

いう業者もいるのか。

事務局： そういうこともあると思われる。また、積算をして 1000 万円以上になるから札を入れない業者もいる。

委員： 辞退理由は調査しているのか。

事務局： 指名競争入札は辞退理由を調査している。

委員： 電子入札システム内に辞退理由を入力する箇所があるのか。

事務局： ある。ただし、詳細な辞退理由を入力しなくても辞退することは可能なので、詳細な辞退理由を入力しない者もいる。本工事は指名競争入札であり、以後の指名競争入札にも影響するので、辞退理由を調査している。技術者が足りないといった辞退理由なら次回の指名競争入札の指名にも影響する。そのような場合、指名しても受注が困難であると考えられる。市側も辞退理由を把握したいのだが、都合により、といった簡単な理由で辞退する者もある。

(5) 入札参加資格制限の措置状況

平成30年1月1日から平成30年6月30日までの入札参加資格制限措置の状況について、事務局から報告（案件なし）

【主な質問・意見】

特になし

(6) 指名停止の措置状況

平成30年1月1日から平成30年6月30日までの間に指名停止措置の状況について、事務局から報告（延15者）

【主な質問・意見】

委員： 業者によって指名停止期間が異なるのは何故か。

事務局： 姫路市登録業者指名停止等措置要綱に基づくものである。

委員： 同じ事件による指名停止措置であるのに、業者によって指名停止期間が異なっているのは何故か。

事務局： 姫路市登録業者指名停止等措置要綱には指名停止期間を2倍にする基準がある。業者によって指名停止の期間や措置日が異なるのは、2倍要件の該当の有無と、措置要件に該当することとなった時期が異なるためである。

委員： 2倍要件は姫路市のみ適用されているのか。それとも全国の市町村で適用されているのか。

事務局： 国の基準に沿って要綱を定め適用しているが、市町村によっては2倍要件を適用していないところもあると思われる。

(7) 低入札価格調査

平成30年1月1日から平成30年6月30日までに行った低入札価格調査等について事務局から報告

【主な質問・意見】

委員： 工事成績は以後の入札に影響するのか。

事務局： 本年度から、土木工事について、姫路市優秀工事表彰制度により表彰された方や工事成績で高い点数を取られた方を優遇する制度を始めた。また、先ほど説明した総合評価入札の市川美化センター工場棟他改修工事について、建築工事は過去3年度間の市発注工事の工事成績において「秀」であれば2点、「優」であれば1点を加算している。

(8) 苦情処理要綱に基づく苦情処理

苦情処理案件及び再苦情処理案件について、事務局から報告（案件なし）

【主な質問・意見】

特になし

5 その他

(1) 次回会議の審議対象工事の抽出委員について

大内美香委員に決定。

(2) 次回の定例会議の開催について

次回の定例会議は、平成31年2月を目途に開催することに決定。